

# GRS ぎふ

## 第46号

一般社団法人  
岐阜県道路交通安全施設業協会

TEL <058> 273-8566  
FAX <058> 275-3620  
E-mail: grs@nifty.ne.jp



国道41号 下呂市小坂町門坂地内

## 新たな連携策「ゾーン30プラス」 による生活道路対策



国土交通省中部地方整備局  
岐阜国道事務所長

米村 享紘

一般社団法人岐阜県道路交通安全施設業協会の皆様におかれましては、平素より交通安全対策など、国土交通行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年中の交通事故死者数は2,839人と5年連続で減少し、初めて3,000人を下回り、交通事故発生件数及び負傷者数も16年連続で減少となるなど、各方面の交通安全対策が成果を上げてきたところです。他方、幹線道路に比べて生活道路の死傷事故件数の減少幅は小さく、また交通事故死者の内訳では依然として、歩行中・自転車乗車中が全体の約半数を占め、その半数は自宅から500m以内の身近な道路で発生しています。今年に入ってから通学路での痛ましい事故が発生しており、引き続き生活道路における交通安全対策は緊急かつ重要な課題となっています。さらに、令和3年3月に決定された「第11次交通安全基本計画」において、令和7年までに年間の交通事故死者数を2,000人以下にする目標を掲げ、生活道路の安全確保について一層の取り組みが重視されているところです。

このため、国土交通省では、生活道路の交通安全に

係る新たな連携施策として、これまで警察庁が進めてきた最高速度30 km/hの区域規制と国土交通省が進めてきた防護柵、ハンプ、狭さくといった物理的デバイスとの適切な組合せにより面的な交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図ることとしております。

具体的には、市町村より生活道路のゾーン対策や区間対策を実施しようとする対策エリアとして登録された「生活道路対策エリア」（令和元年12月末時点で県内7市10エリア）と生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、市町村の各地域からの要望に基づき公安委員会が定めた低速度規制区域「ゾーン30」（令和2年3月末時点で県内77エリア）において、双方のエリアのマッチングを図り、「ゾーン30プラス」の設定を進めます。現在、全国的な取り組みとして、ゾーン30エリアにおいてスムーズ横断歩道（物理的デバイス）の設置を進めており、国土交通省は、ETC2.0で収集したビッグデータの活用等により、有効性の検証等の技術的支援を行っています。

今後は、有効性の検証結果に基づき、関係機関と連携してエリアの拡大を図り、生活道路の交通安全対策を一層推進し、県内の交通死亡事故削減に繋がるよう努めて参ります。

最後に貴協会並びに会員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会の益々のご発展を祈念申し上げ、結びとさせていただきます。